

アメリカ同性婚運動と新自由主義・家族・人種-エヴァン・ウルフソン『結婚はなぜ重要か』を中心に-

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2015-08-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 兼子, 歩 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/17383 |

アメリカ同性婚運動と 新自由主義・家族・人種

— エヴァン・ウルフソン

『結婚はなぜ重要か』を中心に —

兼 子 歩

はじめに

近年のアメリカ合衆国における同性婚の合法化の勢いは瞠目すべきものがある。初めて同性婚が合法化される可能性が司法において示されたのは、1996年にハワイ州最高裁が同性婚を拒否する正当な州の利益を認められないとしたベアー判決であり（1998年の州憲法改正によって同性婚は禁止された）、2003年のグッドリッジ判決によりマサチューセッツ州が翌年にアメリカで最初の同性婚合法化を開始した。それから10年後、2014年12月末の時点で同性婚は35州およびワシントンDCで合法化されたのである。

同性婚合法化の多くは州・連邦裁判所の判決によるものであるが、世論も急速に同性婚容認へと変容した。ピュー・リサーチ・センターの世論調査によれば、2004年にはアメリカ人の60%が同性婚に反対し、賛成は31%にすぎなかったが、その後賛成率が增加、反対率は低下していき、2011年には両者が逆転して賛成46%、反対45%となった。2014年の調査では賛成52%、反対40%と、着実に同性婚支持の世論は広がりつつある¹⁾。

21世紀初頭のアメリカにおける同性婚合法化の進展という潮流は、何を意味しているのであろうか。従来の多くの研究は、異性カップルには認めら

れて同性カップルには拒否されてきた法的結婚へのアクセスが承認されることを、基本的には同性愛者の権利ないし平等・自由の拡大であると捉えている²⁾。権利・機会へのアクセスを認められていなかった者が認められるようになることを進歩であると捉える見方は、同性カップルという主体のみに焦点を当てるならば、妥当な認識であると言える。少なくとも同性婚合法化が同性カップルと異性カップルの間の平等化であることは疑いない。

しかし、同性カップルが法的に結婚する権利の獲得に集中する近年の権利運動のあり方に対して、批判的な見解も少なからず存在する。2006年に多くの活動家および研究者たちが共同で「結婚を超えて」という声明を発表した。この声明は今日のアメリカの家族形態の多様化という現実を強調し、同性婚を含む結婚は「唯一の価値ある家族ないし関係の形ではなく、他のあらゆる諸関係に優越する法的・経済的特権性を与えられるべきではない。いかなる性的あるいはジェンダー・アイデンティティであれ、多数派は伝統的核家族に生きていない」と主張する³⁾。法的な承認と保護を伝統的核家族のみに与えるべきか、同性カップルにも与えるべきかという問いの設定は、単身者、同棲非婚カップル、単親世帯、拡大家族、親を介護する独身者、複合家族など、様々な世帯形態の存在を無視しているという指摘である⁴⁾。同性カップルも同性婚合法化運動も社会的・歴史的な文脈から超越した真空状態に存在してはいないことは確かである。同性婚が支持を受けつつある潮流は、より大きな社会的および歴史的な文脈に位置づけて解釈される必要がある。

この点について示唆的なのは、新自由主義と同性婚運動の関係を検討する研究である。新自由主義は、アメリカにおいては1970年代に影響力を拡大し、1980年大統領選挙におけるロナルド・レーガンの勝利を画期として覇権を握る政治的イデオロギーであり、そしてイデオロギーに基づく各種政策を通じて推進される統治体制変革プロジェクトでもある。新自由主義は「小さな政府」のスローガンの下、自由市場の優越を掲げ、その論理を社会の隅々に浸透・徹底させ、公的セクターを非効率としてスティグマ化する。経済活

動への公的規制を緩和し、教育や福祉などの従来公的セクターによって担われてきた領域を市場化する。主に所得税・固定資産税・法人税等の減税を推進し、国家による所得の再配分の流れを逆転させ、下から上へと富を移動させる。労働組合などの集団主義を既得権として否定し、個人が自己を管理し市場において自己の価値を最大化することを促す。社会を統治する主体は国家でも国家に保護された集団でもなく、市場と個人であると定義する。そして新自由主義体制はヘゲモニーを確立するために、政治や経済の領域のみならず文化の領域においても新自由主義への是認を取り付けていく⁵⁾。

近年のいくつかの研究は、同性婚運動がこうした新自由主義のプロジェクトと親和性を有していることを指摘している。歴史学者リサ・ドゥガンは、80年代以降徐々に保守化する同性愛者の運動が、新自由主義的な統治に向かう流れと合流していったことを批判的に論じた。社会学者ジェイ・ホワイトヘッドは、同性婚運動組織の一般活動家へのインタビューを通じて、新自由主義がもたらした社会の不安定化とリスク拡大という状況下で、同性カップル活動家が、直面するリスクを軽減する自己管理手法獲得の一環として、法的結婚へのアクセス権獲得に邁進せざるをえなくなる構造を指摘した⁶⁾。社会学者ローラ・ブリッグズは、同性カップルによる養子縁組が児童福祉に対する公的セクターの責任を縮小し家族へと転嫁する論理を補強することにより、新自由主義推進に同性婚が貢献する側面を論じている⁷⁾。また、新自由主義の論理は貧困の原因を貧困層における法的結婚の欠如に求め、貧困の改善策を結婚推進に収斂させる政策を生み出したが、同性婚合法化運動がこうした政策の動向と論理を共有してきたことを指摘する研究もある⁸⁾。

本稿は、新自由主義と同性婚の関係をめぐる論考を踏まえながら、同性婚運動を主導するリーダーおよび組織の論理がいかなる歴史的意味を有するのかを検討することを目的とする。具体的には、21世紀初頭の同性婚運動を代表する活動家である弁護士エヴァン・ウルフソン (Evan Wolfson) が2004年に刊行した著書『結婚はなぜ重要か ― アメリカ、平等、ゲイの結

婚権』⁹⁾を取り上げ、彼が展開した言説を検討することを中心に、同性婚運動の論理を再検討することを課題とする(以下、同書を *WMM* と略する)。本稿では、ウルフソンの主張に焦点を当てることで、*WMM* と彼の同性婚運動が新自由主義といかなる関係を結んでいるのかを考察することとしたい。

1 エヴァン・ウルフソンと同性婚運動の論理

ウルフソンは、2004年『タイム』誌による「最も影響力のある100人」のひとり選ばれた、同性婚運動の指導者として全米でも注目されてきた人物である¹⁰⁾。彼は1957年にブルックリンに生まれ、78年にイェール大学を卒業。1983年にハーヴァード大学ロースクールを修了し、その際に同性婚合法化の可能性に関する論文を執筆した。その後1989年から2001年までLGBTの権利を擁護する団体「ラムダ・リーガル・アンド・エデュケーション・ファンド」に所属、各種の司法闘争を支援した。勝利の可能性が薄いとして1990年に始まったハワイでのベアー対ミケ裁判への支援をラムダ・リーガルが公式には行わないと決定した際、彼は個人的に原告側弁護団への援助を行った。2003年のグッドリッジ裁判においても原告側を支援し、同性婚合法化判決の獲得に貢献した。同年彼は同性婚合法化という単一争点を推進するための団体「結婚の自由 (Freedom to Marry)」を創設し、その会長として現在に至っている¹¹⁾。

ウルフソンが翌年に刊行した *WMM* は、巻末に結婚禁止によりアクセスを拒否される権利・特典の早見表、同書の議論を要約した一問一答、同性婚支援のための活動方法、主要LGBT権利団体の名称と公式ウェブサイトのURL一覧を掲載しており、一般読者に同性婚の必要性を納得させ、支持者にしていくことを目的とする書である。なお、2011年に「結婚の自由」は、公衆啓蒙のためにウルフソンの著書と同名の大規模キャンペーンを開始しており、詳しい情報を求める一般公衆に同書の閲読を勧めている¹²⁾。つまり

WMM は、アメリカ世論全体に向けて同性婚合法化の正当性を示すことを企図した書であり、公衆説得のための言説戦略を展開したバイブルである。同書の言説を検討することは、同性婚合法化運動が21世紀転換期のアメリカ社会に対していかなる介入を行おうとしているのかを理解するために有益であるといえる。

ウルフソンは *WMM* において、結婚の重要性を複数の次元において強調する。一つは、「個人的なコミットメントであり、愛し合うカップルに帰属する重要な選択」という行為の次元である。第二には、「社会的声明」としての意味があるという。すなわち、「社会における個人の関係と地位を表し定義する」主要な方法としての次元である。そして第三が「法的、あるいは『市民的』制度」、すなわちカップルと政府のあいだの関係を定義する制度としての結婚という次元であり、各種の保護・責任・給付等への「法的な入り口」という意味である。ウルフソンは宗教的儀礼としての結婚の重要性も挙げているが、「法的な事項としては、司祭や牧師、ラビその他の聖職者が行うことは、カップルのコミットメントの証人となり、カップルが市民的な結婚許可証を得るための要件に合致していることを証言すること」であると述べており、彼が語る結婚はあくまでも世俗的制度としてのものである (*WMM* 4-5, chap. 6)。

それでは、なぜこの結婚制度を同性カップルにも開かれたものにすることが必要であると、ウルフソンは論じているのであろうか。同性婚が認められていないことによって、異性愛カップルが結婚を通じて享受しうが同性カップルには拒否される、あるいは制限される具体的な権利や特典は、同性婚の権利の重要な側面であり、ウルフソンもこれを著書において列挙している。

彼によれば、結婚を法的に認められないカップルの場合、パートナーが亡くなってもそのパートナーの社会保障給付を受け取ったり、あるいは遺言状なしに財産を自動的に相続したりすることはできない。離婚に際しても裁判所の助けを得ることはできない。家族休暇を取ろうとしてもパートナーを

「家族」としては認めてもらえないことが多い。病院訪問や緊急時の治療上の決定は法的な「家族」にしか下せない。また、被扶養者としてパートナーのメディケア・メディケイドも適用されない。公営住宅への入居申請も、「家族」ではないので不利な扱いを受ける。家族再合同のためにパートナーを外国から呼ぼうとしても移民申請を認められない。住宅や自動車の損害保険を共同で契約することができない場合がある。雇用主の多くは、従業員に提供する保険を未婚のパートナーやその子にまでは適用しない。子に対する共同の親権や養子縁組・里親などを自動的に認められない。結婚したカップルには認められる、有利な条件での財産の共同購入・所有の特例を認められないことがある。法的配偶者には認められる社会保障給付その他の恩恵を受けられず、連帯課税による税制上の恩恵も受けられず、財産を移譲する際にも家族間の移譲とは認められないために税制上不利な扱いを受ける (*WMM* 13-15; appendix B)。

これらの権利や特典にアクセスするための同性婚合法化を、ウルフソンはいかなる言説によって正当化しているのだろうか。以下に彼の論理を検討する。

(1) 公民権としての同性婚

ウルフソンが異性愛カップルと同一の権利としての同性婚を要求する根拠は、同性婚の権利が公民権 (civil rights) の一つであるという彼の主張にある。そしてそれは同性婚を擁護する多くの団体にも共通した見解である。

1996年以來同性婚の是非をめぐる論争がアメリカにおいて広がり、そしてグッドリッジ判決以降同性婚をめぐる賛成派と反対派双方の動きが加速しつつあることを、ウルフソンは「ゲイの人々と結婚に関してこれほど多くのことを耳にするのは不思議でも何でもない。アメリカは再び、公民権時代にあるのだ」と述べている (*WMM* 27)。「再び」という言葉は、同性婚運動が1950~60年代のアフリカ系アメリカ人を中心とした公民権運動以来の、

公民権を要求する運動の再興であるという彼の主張を反映している。ウルフソンはグッドリッジ判決や、サンフランシスコ市長ゲイヴィン・ニューサムによる同性カップルへの結婚許可証発行の動きなどを「21世紀の最初の重要な公民権キャンペーンが進行中である」ことの表れであり、それこそが「ゲイの人々が結婚する自由のための運動」(WMM 161)なのだ、と述べている。彼は、かつて公民権運動が人種差別を禁じる改革をもたらしたように、同性婚合法化運動がゲイ・レズビアンへの差別を廃絶する公民権改革であるとするのである。

ウルフソンは同性婚運動が公民権をめぐる闘争であること、かつての黒人による公民権運動の系譜に連なる運動であることを強調する。そして同性婚運動が同性愛者の公民権の保障を求める運動であることを示すために、過去の公民権をめぐる闘争とのアナロジーで同性婚の権利を捉える言説を、WMMにおいて展開している。

ウルフソンはまず、結婚が公民権をめぐる重要争点であったことを示そうとする。人権を侵害されるとき、結婚の自由も制限されてきたという歴史を語ることによって、結婚の自由が公民権のひとつであることを提示する。

結婚は、既に見てきたように、常に包摂、平等、教会と国家の分離、そして個人の選択と政府の干渉のあいだの適切な線引きとといった、より大きな問いをめぐる戦場であった。アフリカ系アメリカ人はその人間性を全否定するために、結婚する権利を完全に否定された。いくつかの州では、アジア系アメリカ人と少数派信仰の人々は結婚差別に直面した。悪名高いニュルンベルク法は、ユダヤ人を市民、究極的には人間の地位から外し、結婚の自由の制約は中心的であった(WMM 167)。

マイノリティ集団が結婚の自由を侵害されるとき、それは公民権剥奪の一環として行われたのだと論じることによって、ウルフソンは結婚が公民権のひ

とつであると定義する。

同性婚が公民権であると示そうとするとき、ウルフソンがもっとも重視するのは、アフリカ系アメリカ人の公民権運動と同性婚合法化運動をリンクさせる論理である。彼は *WMM* を執筆した 2004 年がブラウン判決 50 周年であることに言及し、同判決が「隔離の伝統と法体系に終止符を打つことを求めた」ものであり、「アメリカ人に、宗教組織や政治家、そして多くのアメリカ人が自分たちの価値であり生活様式の一部であるとして擁護してきた伝統と制度を変革する」よう促すものであったとする (*WMM* vii.)。ブラウン判決に相似のものとしてグッドリッジ判決を捉えていることは明らかであろう。加えて彼は、マサチューセッツ州が「裁判所の判決、すなわちジェニソン対コールドウェル判決によって奴隷制を廃止した最初の州」であり、「2003年に、グッドリッジ対州保健省判決によってマサチューセッツが結婚における性的差別を廃止する最初の州と再びなったことは、なんとふさわしいことであろうか」(*WMM* 168) と述べる。

彼はさらに続けて「結婚平等権団体は、2月12日を全国結婚の自由の日として祝ってきた。この日は、リンカーンの誕生日であり、ヴァレンタイン・デーに連なる日であるために選ばれた。つまり、平等と愛という重要テーマを意味する日なのである」と論じ、まさに2004年の2月12日にサンフランシスコ市が同性カップルに結婚許可証を発行し始めることで、カリフォルニア州が「国民を最新の公民権のフロンティアへと導いた」のだ、と論じる (*WMM* 168-69)。ここでも、奴隷制廃止運動以来の人種差別撤廃闘争と同性婚の権利のための闘争には相似の関係が存在すると示そうとしていることがわかる。

ウルフソンは「安易に比較はしてはならず、共通性と同時に歴史的な相違の存在も尊重しなければならない」と述べるが、「それでも以前の章で述べたように、ゲイの権利運動とこれに先立つ公民権運動のあいだには、多くの相似を見出すことができる」(*WMM* 167) と述べ、過去の公民権運動と同

性婚運動は相似であると論じると強力に主張する。これは、同性婚反対論の根拠の一つとして、人種差別と同性愛差別は性質を異にしており、故に同性婚は公民権ではないとする議論が保守派によって提示されていることに対して、公民権運動の歴史的記憶と同性婚合法化運動のリンクを防衛しようとするウルフソンの試みであるといえよう。彼は「反ゲイ集団は、ほとんどのアメリカ人が1950年代および60年代の公民権運動に対して今日抱いている敬意に、よく気づいている」と指摘し、同性婚運動を「国の全般的な公民権へのコミットメントから切り離す」ことによって同性婚反対派は同性婚阻止活動における「最大のハードルを除去することができる」(WMM 166)であろうと述べ、同性婚運動と公民権運動のアナロジーを擁護することが同性婚反対派への論駁として重要であると考えていることがわかる。

実際、同性婚反対運動団体は同性婚が公民権ではないという言説を展開してきた。たとえば「イリノイ州の結婚・家族・生命・自由を擁護し再肯定」と称するキリスト教系非営利法人「イリノイ家族研究所」は、同性婚は公民権として保護されるべき権利ではないと、以下のように主張する。

合衆国最高裁によれば、公民権は以下の3つの基準に則る。すなわち、生得性（保護されるべき状態ないし他との区分となる性質を伴って出生する）、不変性（その状態ないし特徴を変更することができない）、そして最後に、ただし軽んずべきでない要件として、その状態や特徴をもつ者が自分自身を主張する能力である。査読のある科学研究において、人がゲイとして産まれる、あるいは変化し得ないと示すものはない。大規模な元ゲイのコミュニティの存在は、人は変わりうることを示唆している。故に多くの専門家は、セクシュアリティは選好であり、指向ではないと推定している。加えてLGBTQコミュニティは、圧倒的な公衆の反対にも関わらず、これまで自分たちの利害を推進できてきた。同性愛者は法的に投票権を拒否されたことはなく、バスの後部座席に座るよう

強いられたことも、共通の水飲み場で水を飲むことを禁じられたことも、劇場に参加や入場を禁止されたこともなく、異性の人間とであれば結婚することを禁じられたこともない。つまり、かれらが求めているのは公民権ではない。同性の人間と「結婚」したいという特別な権利なのである¹³⁾。

このような言明は同性婚合法化反対論の典型的な言説である。こうした同性婚反対派を論駁し、公民権としての同性婚の権利を再肯定することは、ウルフソンが *WMM* を執筆した重要な理由のひとつであり、そのために彼は第9章を公民権の議論に費やしている。同性愛は生活様式ないし趣味嗜好の選択の結果であり、不変の属性ではないため同性婚は公民権ではないという反対派の批判に対し、彼は4つの論点において反駁する。

第1にウルフソンは、アメリカ史における公民権保護は生まれながらの属性のみに対して与えられてきたのではないと指摘する。彼は同性愛者の権利運動とアフリカ系アメリカ人の公民権闘争の比較に関するヘンリー・ルイス・ゲイツ・ジュニアの「単に比較できないということではなく、単純な比較はできないということである」という言葉を引用しながら、各公民権闘争には共通点と相違があり、各マイノリティ集団が被る偏見や差別もそれぞれ異なっていることを認める (*WWM* 171)。その上で、黒人とユダヤ系が異なる形のスティグマ化を経験してきたとはいえ、スティグマや排除などの迫害を被るマイノリティとしては共通の経験があると指摘する。この共通性に対して、共通の条項によって差別を禁止することが公民権保護の本義であると、ウルフソンは主張する。

アフリカ系アメリカ人の歴史は、ユダヤ系、ラティーノ、女性の歴史とは違っているが、明らかにどの集団も偏見、差別、暴力を経験してきたのである。重大な歴史的相違にかかわらず、そしてどの〔差別〕がより

ひどいかという序列を立てようとはせずに、我が国の公民権立法は性別、人種、宗教的差別に対する禁止を同一の条項に盛り込んだのである。〔…〕ではなぜ、反ゲイ差別に対する保護、あるいはより広く、ゲイであろうとなかろうと性的指向にかかわらず平等な権利の保障は、違う扱いをうけるのであろうか（*WMM* 171-72）。

ウルフソンは、生得かつ不変の属性ではない宗教を理由とした差別も人種・ジェンダー差別と同様に禁止されていること、人種差別よりも宗教差別に対する公民権保護の方がむしろ長い歴史を有することを指摘する。ジェイムズ・マディソンの言葉を引用しながら、それは合衆国憲法体制そのものが、少数派の権利を個人の自由として保護するものであると彼は論じている（*WMM* 172-73）。

第2の反駁は、性的指向は、同性婚反対派が主張するような単なる趣味嗜好や生活様式の選択以上の意味を持つものであるという主張である。彼は「ゲイも非ゲイも自己の性的指向を《選択》しているのもそれは生活様式にすぎないという、反ゲイ組織が決まって語る論点」は信用に値しないと批判し、「どのように同性あるいは異性の他者に主に惹かれるように決定されるのかを科学は十分に解明していないとしても、性的指向は人があるとき意識的に選択し、簡単に変更することができるようなものではないという証拠が十分にあることは、今や我々の大半が理解している」（*WMM* 174）と主張する。アメリカにおいて人種の属性が人に付与されるのと同じ意味で性的指向が生得的であるとはいえないからといって、それは同性愛が公民権を保護されるべきマイノリティ集団ではないことを意味するわけではないと、ウルフソンは強調する。

第3の反駁は、性的アイデンティティをめぐる選択と生得的属性の区別の恣意性を指摘するというものである。ウルフソンは再びゲイツの議論を引用する。彼はゲイツが論じる「ステータス」と「行動」の逆説——人種的アイ

デンティティはステータスであるとされながら実際には人々は人種マイノリティの行動に反応し、性的アイデンティティは（性的）行動の問題であるとされながら、実際には人々は性的ステータスに反応している、という主張——を引用し、「行動」や「選択」を理由とした同性愛者差別が実際にはゲイという「ステータス」やアイデンティティに対する差別になっていることを指摘する。「では、人種、宗教、そして性的指向に基づく差別のうち、いずれがアイデンティティに基づき、いずれが選択に基づいているのであろうか。いずれが本質的な性質に基づき、いずれが行動に基づいているのであろうか」と問うことにより（*WMM* 174-75）、選択ゆえに性的指向は公民権保護の対象ではないという議論の恣意性を強調する。

第4の反駁は、同性愛者が差別されていないという反同性婚派の主張に対するものである。ウルフソンは、（2004年の）現行法の下では同性愛者はゲイであるという理由によって解雇されうること、各種のサービスを拒否されうること、軍隊にも同性愛者であることを公にして入隊することはできないこと、そして法的な結婚を認められないがゆえに多数の権利や特典を享受することができないことを訴える（*WMM* 176）。

以上のように、ウルフソンは同性愛者がその公民権を保護されるべきマイノリティ集団であることを強調し、同性婚が公民権として保障されるべきものであることを主張する。そして公民権としての同性婚の権利の要求は、現代アメリカの国家および社会秩序観とリンクすることになる。それは、同一の権利および義務の承認と保護に基づくアメリカ社会を正当とする、という理念である。

(2) 同一の権利を求めて

ウルフソンや「結婚の自由」などの同性婚運動団体は、公民権としての同性婚の重要性を訴える際に、異性愛者と同一の待遇を受けることを重要視している。そのために、性的指向の差異にかかわらず、同性カップルが結婚の

必要性と渴望において異性カップルといかに共通性を有しているかという点を強調することを、同性婚への支持獲得のための説得戦略の柱としている。

ウルフソンは *WMM* の冒頭において、こう宣言している。「愛、コミットメント、公正さ、自由。我々の大半にとって——つまり人間として、家族の一員として、あるいはアメリカ人として、これ以上に重要な価値を帯びているものを考えることは難しいであろう (*WMM* viii)」。結婚が愛とコミットメントの承認を意味するという価値観を、同性婚を求める人々と異性愛者は共有しているはずである。ゆえに「我が国の中心は、互いにコミットし、愛し合うカップルたちへの公正さに向かっている (*WMM* x)」といえるのだと、彼は述べる。愛し合い互いにコミットしようとする同性カップルが、異性カップルと同様に不可欠なものが法的結婚の権利である、というメッセージである。

同性カップルが求めている結婚とは異性愛者が享受するものと全く同一の権利であるという点は、ウルフソンや同性婚運動諸団体が繰り返し主張する点である。そのため彼らは、自分たちが要求する権利の名称においても、異性愛者の権利と同一であることを重視している。ウルフソンは以下のように強調する。

ここで注意していただきたいのは、私は「ゲイの結婚 (gay marriage)」や「同性婚 (same-sex marriage)」のような言葉を使用していないという点である。なぜなら、こうした言葉は、同性カップルは婚姻関係のカップルが有していない権利や特権を求めているのではないか、あるいは非ゲイのカップルが有しているものより劣った、あるいは異なるものを欲しているのではないか、と示唆するからである。実際、我々は「ゲイの結婚」を欲してはいない。私たちは、結婚を求めているのである——我々が非ゲイの同胞たちが有しているものと同じ結婚をする自由、同じ責任、尊厳、保障、そして愛と平等の表現を求めているのである (*WMM* 17)。

こうした論理に則る近年の同性婚運動団体は、「結婚の自由 (freedom to marry)」「結婚平等権 (marriage equality)」といった表現を積極的に用いる点に特徴がある。

異性愛者と同一の権利を主張する立場は、結婚に準じる法的地位として州政府が定めるシヴィル・ユニオンやドメスティック・パートナーシップなどの制度が結婚と同一ではなく、ゆえに不平等であると理解する。ウルフソンは「シヴィル・ユニオンに参加したカップルは、自信をもって付与された権利と責任を付帯して州境を越えることができず、また他の州にはシヴィル・ユニオンがなく、連邦政府にもない (WMM, p.129)」がゆえに、あらゆる州において法的地位を尊重される異性愛者の結婚に比して、「結婚とは分離され、かつ不平等」な制度であると批判する (プレッシー判決を意識したこの表現も、公民権としての同性婚という彼の論点を反映している)。しかしなによりもシヴィル・ユニオンやドメスティック・パートナーシップが同性カップルにとっての不平等である理由は、言葉の違いそのものであるという。

本書で我々が述べてきたように、《結婚》という言葉には、常に重要な意味の理解がある。カップルであるということが何を意味するのか——すなわち互いに愛し、コミットし、責任を負うということ——という点については、《シヴィル・ユニオン》という言葉は、たとえ結婚がもたらしてくれる明確で体系的な権利および責任を伴っているとしても、とうてい比べ物にはならない。

ゆえに「《結婚》という言葉に伴う完全な尊厳と包摂という含意、そしてあらゆるその他の利点こそ、なぜ平等が〔結婚とは〕別の言葉によってはもたらされ得ないのかという理由なのである」(WMM 134) と。

ウルフソンによれば、異性愛カップルと同一の待遇としての結婚権を同性カップルに承認すべき理由は、多様性と差異こそがアメリカ的自由の原則で

あるからこそ、同一の権利保障が重要だという点に求められる。「アメリカの民主主義的思想においては、選択の自由に基づく多様性に道具的な価値を見出し、また、良心の自由の権利を實踐し、いかなる生を生きるべきかを決定する人間の自由の本質的な価値を見出す。〔…〕選択、そして差異の保護——宗教であれ言論であれ、アイデンティティであれ表現であれ、親密な関係についてであれ——は、我々がアメリカ憲法の真の道徳的価値であり、多様性と選択が我々全員を自由に保つのである」（*WMM*, p. 173）。すなわち、多様性の承認と保護が、アメリカ社会秩序の基底にあるべきとする見解である。そして多様性が社会のあり方の基本であるがゆえに、同一の権利と義務が全てのアメリカ人に与えられるべきであり、それが統合の原則であると、ウルフソンは主張する。

ゲイとして、またアメリカ人として、我々は全ての人間が与えられるに値するものを欲している。すなわち、〔他者と〕違っている権利と、平等である権利の双方である。我々は、自分たちの自由が人生における個人的選択を行い、幸福を追求するものであることを求めている。そしてゲイであれ非ゲイであれ、我々はアメリカ人として、こうした希望を我々の人権の進歩の歴史似対する貢献として誇りをもって積極的に訴え、支持していかなければならないのである（*WMM*, pp. 173-74）。

そしてウルフソンにとっては、平等とは全てのアメリカ人に対する同一の待遇に他ならないのである。彼はさらに続ける。アメリカ社会の様々なマイノリティ集団はそれぞれ異なる差別のされ方をしてきたが、どの抑圧が最も重大な抑圧であるか、抑圧のあいだに序列をつけることは無意味である。同性愛者は多くのアフリカ系アメリカ人やラティーノなどと異なり、実際の性的アイデンティティを公には隠して非同性愛者として主流社会で「パス」して生きることは可能である。しかしそのことはゲイとしてのアイデンティティ

を公にしたり、反差別闘争に参加したり、投票を通じて固有の声を発揮する必要性を否定されているということでもある。「アメリカにおける平等と包摂のための対価が、パスしたり、隠れたり、順応したり、自分を違った存在にしているものを放棄したりしなければならないということであるべきだと言えようか」(WMM 177-78) と。

各マイノリティ集団がその固有性を維持しながら、なおかつ平等を享受するために必要なものこそ、同一の権利の保障であると、ウルフソンは主張するのである。こうして彼は、同性カップルが異性愛者とは異なるその性的指向を維持しながら、異性愛者と同一の権利の保護およびそれに伴う責任を享受する手段としての同性婚の合法化を、アメリカ市民共通の公民権保護として訴える。

そしてこの公民権の論理は、自由と平等を擁する普遍主義的理念国家としてのアメリカの偉大さという言説に節合され、愛国主義の論理として展開されていく。

(3) アメリカ愛国主義に立脚した権利論

ウルフソンは、アメリカが同性婚合法化を達成する見込みへの楽観を表明しているが、彼の楽観主義は合衆国の本質が万人に自由と平等——この文脈においては、異性愛者と同一の権利および付随する責任としての法的結婚——を付与するという普遍主義の約束が達成されることへの信頼の表明に裏打ちされていた。すなわち、普遍的な自由・平等・市民参加などの概念をアメリカ的理念に他ならないと定義する、市民的ナショナリズムである（これを「アメリカニズム」と呼ぶ研究者も多い¹⁴⁾。権利の要求をアメリカ的とされる理念の実現であると主張する愛国主義の表明は、アメリカ史上しばしば見られるものであり、こうした愛国主義は、しばしばマイノリティ集団にとって所与の属性に基づいた個別的な排除や制限を打破する論理として期待され、利用されてきた¹⁵⁾。

同様の論理が *WMM* において、同性婚合法化の要求を正当化する言説として展開されている。ウルフソンはアメリカおよびアメリカ国民の普遍主義的な自由および平等へのコミットメントゆえに同性婚合法化は必ず達成されるという信念を披瀝する。

幸運にも我が国の一般的な物語は、包摂と平等に向かう運動である。アメリカ人の大多数は公正である。かれらは、排他的な結婚概念は、自由への我々の国民的なコミットメントと、愛し合うカップルたちの個人的コミットメントの前には消え去ってしまうだろう。アメリカ人は幾度となく、愛と包摂と相互依存と支えという価値を結婚制度に確かに反映させるために必要な変革をする準備をしてきたのだ (*WMM* 8)。

ウルフソンは、公民権獲得のための運動としての同性婚運動が勝利する根拠をアメリカの歴史に見出している。それはアメリカ史が万人の公民権の保障へと至る進歩の物語そのものであるという、彼の歴史認識に根ざすものであった。

合衆国は常に自由と平等へのコミットメントを誇りとしてきた。そして、我が国は時折これらの人権を満たすに至らないということがあったが、我々アメリカ人は多数が常に重要な公民権キャンペーンに参集してきた——19世紀のアポリショニスト〔奴隷制廃止活動家〕や女性参政権運動から、20世紀の人種平等や女性運動に至るまで、である (*WMM* 161)。

同一の自由と平等が全ての市民にもたらされる進歩の物語としてアメリカ史を語ることで、同性婚はその延長上に位置づけられ、その獲得はアメリカ史の必然とされる。いまだ同性婚が合衆国内の多くの地域で禁止されている状況は、自由と平等というアメリカの約束がいずれ果たされるべき未完の状態

であると理解される。

その核心において、結婚自由権運動とはあらゆる〔かつての〕公民権闘争と同じものをめぐる運動である。すなわち、市民の手によってよりよいものにできる場所であるという、そして平等に扱われるために差異をあきらめたり隠したりする必要がない場所であるという、我が国の約束を真剣に受け取ることである。平和部隊に参加したことがあり、旅行を愛する者として、私は常に、この貴重な約束に感謝しこれを讃える気持ちを強く抱きながら帰国する。この国は物事を変えるために体制の枠内で行動することができるという理念に基づいているのである——たとえあるときには不変で、完璧に秩序立てられ、伝統的で、「神の計画」の一部であるかのように見えた物事（奴隷制であれ、女性の不平等であれ、人種隔離であれ）であっても（*WMM* 185）。

万人に同一の自由と平等という約束が果たされるとき、同性婚合法化運動は勝利の日を迎えることになる。それが体制を転覆することなく体制そのものの原理の追求によって可能である点に、アメリカ固有の偉大さがあると、ウルフソンは述べている。

市民的ナショナリズムあるいはアメリカニズムに立脚したこのような権利要求の正当化は、同性婚合法化を擁護する活動家・団体の多くに見られるものである。たとえばラムダ・リーガルは同性婚を正当化するリーフレットにおいて、アメリカ革命が「政府の専制を牽制するための平等と自由を約束する憲法に立脚」した合衆国を建国するためのものであったと述べ、「これらの約束が守られるとき、我々は皆、家族とコミュニティと国に最善の貢献をなすための平等の機会を得ることになる」⁶⁾と述べる。つまりアメリカ建国の理念そのものが同性婚を合法化することを要請するはずであるという論理である。また、2003年グッドリッジ判決を受けてマサチューセッツ州憲法

を改正するための会議が開催された際、同性婚支持の活動家たちは州議事堂に詰めかけ、愛国主義的なシンボルと言語を駆使した。彼ら彼女らは早朝から深夜まで「ゴッド・ブレス・アメリカ」などの愛国歌や公民権運動の歌を唱和し、星条旗を振り続けたという¹⁷⁾。

歴史学者サイモン・ホールによれば、このような、マイノリティ側から権利を主張するために普遍主義的な自由と平等の擁護者としてのアメリカというイメージに訴求する言説戦略は、60年代から現在に至るアメリカの社会運動に共通して見られる特質であるという。アフリカ系アメリカ人の公民権運動、同性愛者の権利運動、フェミニズム、あるいはバス通学反対運動や「納税者の反乱」に至るまで、左右の様々な社会運動が愛国主義的な言語を駆使して権利主張を正当化してきたと、ホールは指摘する¹⁸⁾。

アメリカ史における市民的あるいは普遍主義的ナショナリズムの言語を論じる研究者の多くは、マイノリティの権利運動や解放闘争においてこうしたナショナリズムの言語を用いることがレイシズムやセクシズムなどの差別に対する解放的な側面を強調することが多い。ホールもまた、この半世紀の社会運動が左右を問わず愛国主義のレトリックに依拠していたことを指摘するが、彼の目的はポスト公民権運動時代のアメリカ社会運動史叙述を愛国主義言語の利用という枠組みによって総合することであり、1960年代以降のアメリカ史における市民的ナショナリズムの意味を批判的に検討するものではない。

しかし、アメリカ愛国主義ないし市民的ナショナリズムの言語体系の枠内で権利を主張すること、とりわけアメリカ人として同一の権利を要求することは、こうしたマイノリティの権利運動ないし解放運動に対して、果たして肯定的な効果のみをもつものであろうか。この点を把握するためには、ウルフソンの著書に体现される近年の同性婚合法化運動の論理そのものだけではなく、この論理の文脈を検討し、この半世紀のアメリカ史の歴史的な文脈に照らして考察する必要がある。

2 同化主義のポリティクス

ウルフソンは、異性愛者と同一の権利としての同性婚の要求を正当化する論理として公民権としての結婚権という概念を提示するが、同時に、異性愛者のアメリカ人を説得するために、同性カップルが異性カップルと相似した存在であることを強調している。WMMにおいて彼は「既に（カナダであれマサチューセッツ、サンフランシスコ、オレゴン、ニューヨークであれ）結婚した同性カップルの事例や、国中の法廷や会議室や台所でかわされる結婚の自由をめぐる議論を通じて、社会は自分が選んだ人と結婚したいという欲求に関してはゲイの人々はなんら違いがないのだ、ということを知りつつある」と述べ、性的指向の違いはあれども、同性カップルと異性愛カップルは結婚の動機に関しては同じである、と指摘する（WMM 186）。ウルフソンが創設し会長を務める「結婚の自由」による、主流アメリカ人の支持を獲得する方策に関する報告書は、法的権利論のみによって世論を説得することの危険性を論じている。報告書によれば、権利としてのみ同性婚を語ることで、いまだ賛否を決しかねている異性愛者が「ドメスティック・パートナーシップやシヴィル・ユニオンを支持する議論」に引き寄せられる恐れがあり、また「同性カップルが自分たちの結婚に関する価値を理解あるいは共有してはいないのではないかという懸念」を深めてしまう危険がある、という。そこで報告書は「まず心に語りかけ、そして頭に語りかける」よう勧める。異性愛者を説得する際に、ゲイと非ゲイが同じ存在であると強調するより、性的指向において差異はあっても結婚の必要性においては異性愛者と共通性があると訴え、同性カップルが「コミットメント」を切望していることを強調せよと勧める¹⁹⁾。《結婚したいと欲する人間》としての同一性を示すことによって異性愛者からの支持を獲得する戦略は同性婚合法化運動の柱である。

ここにおいて同性婚を求める同性カップルは、単に同性の人間をパートナー

に選んだ2人組であるという以上の、特定の間人像であることが仮定されていく。それはアメリカ主流世論の支持を獲得するために、積極的に特定の理想像へと同性カップルのイメージを順応させていく実践を意味している。端的に述べるならば、中産階級のリスペクタビリティを体現し結婚を希求する存在として同性カップルを描こうとする戦略である。

(1) 同化主義によるリスペクタビリティへの道

ウルフソンは読者を説得するために、WMMにおいて同性婚合法化を必要としている同性カップルの実例を多数紹介している。読者に同性カップルおよび同性婚合法化運動への共感を抱かせるために取り上げられた同性カップルには、どのような傾向があるのであろうか。以下はWMMで言及された実在するカップル全てを一覧表にしたものである。

表 WMM に登場する同性カップル

(太字は単なる名前以上の生い立ちや職業、関係の性格などについての記述があるカップル。CUはシヴィル・ユニオン)

| 章 | カップルの名前 | 交際年数 | 職業 | その他 |
|---|--|----------|--------------------------|--------------------|
| 1 | Maureen Kilian Cindy Meneghin | 30年以上 | 教会非常勤職員 大学ウェブ担当職員 | 子2名 |
| | Alicia Heath-Toby Sandra Toby-Heath | 15年以上 | 黒人教会の牧師補佐 黒人教会の案内係 | 複数の子と孫、唯一人種に言及される |
| | Tony Eitnier Thomas Arnold | 10年以上 | | トマスはドイツ人、二人でベルリン移住 |
| | Chris Lodewyks Craig Hutchison | 30年以上 | 退職しボランティア YMCA キャンプ理事 | |
| | Julie Goodridge Hillary Goodridge | 16年以上 | | 子1名、グッドリッジ裁判の原告団 |
| 2 | Ninia Baehr Genora Dancel | 1990年以來 | | ペーア裁判の原告団 |
| | Joe Melillo Pat Lagon | 15年以上の交際 | Tシャツプリント会社を共同経営 | |

| | | | | |
|---|--|-------------|----------|-------------------------------|
| | Antoinette Pregil Tammy Rodrigues | 1981年以 来 | 主たる扶養者 | 子1名(娘) |
| 7 | Susan Burns Debra Freer | | | 子3名, CU(後に解 消, 親権で困難) |
| | John Langan Neal Spicehandler | 15年 | | CU, 死別(Nealの死 に立ち会えず) |
| | John Anthony Russell Smith | | | CUを解消して裁判所 で困難 |
| | Stan Baker Peter Harrigan | | | ヴァーモント州の裁判 の原告団 |
| | Nina Beck Stacy Jolles | | | ヴァーモント州の裁判 の原告団 |
| | Lois Farnham Holly Puterbaugh | | | ヴァーモント州の裁判 の原告団 |
| | David Knight Joseph Lazzaro | 10年 | 元空軍パイロット | サンフランシスコで結 婚式を開くも親族は欠 席 |
| 8 | Del Martin Phyllis Lyon | 51年 | 退職 退職 | サンフランシスコで結 婚, 介護付き住宅探し |
| | P. J. Sedillo Tony Ross | | 公立学校教師 | 2003年にカナダで結 婚 |
| 9 | Michele Yasson Lauren Warren | | | ニューヨーク州ニュー パルツで結婚 |
| | Karen Lane Janine Zeller | | | オレゴン州で結婚 |

WMMで取り上げられた同性カップルの事例のうち、履歴や具体的なエピソードが記載されているものに注目すると、交際歴は記載があるカップルはほとんどが10年以上、多くが15年以上であり、中産階級的な職業に従事し地元コミュニティ活動にも参加しているという同性カップル像が浮かび上がってくる。これは、離婚率が5割と言われ、また離婚する夫婦の平均結婚年数が初婚の場合8年程度であるアメリカにおいては、極めて安定的な関係に映る²⁰⁾。当然ながらこれはアメリカの同性カップルの平均像というよりは、ウルフソンによって選別された、模範的同性カップル像を構築するための事

例である。

模範的な同性カップル像を構築することで公衆の同性婚への支持を獲得する戦略は、一定の有効性があると推測できる。グッドリッジ裁判において、マサチューセッツの同性愛者権利団体 GLAD (Gay and Lesbian Advocacy and Defense) は 7 組の同性カップルを選抜して原告団に対する支援活動を展開したが、同性カップルの結婚禁止を州憲法違反とする判決を下した判事のひとりであるジョン・グリーニーは、原告団に関して以下のような補足意見を著していた。

原告団は我々のコミュニティの構成員であり、我々の同僚であり、友人である。法廷によって指摘されたように、彼ら彼女らの職は投資アドバイザー、コンピューター技師、教師、セラピスト、弁護士などである。日常の接触のいくつかを挙げるだけでも、原告団は我々の学校においてボランティア活動を行い、我々の宗教施設で共に礼拝を行い、我々の子どもたちと一緒に遊ぶ子どもたちを育てているのである。我々は共通の人間性を有しており、このコモンウェルス〔マサチューセッツ州〕の基盤である社会契約に共に参加しているのである²¹⁾。

グリーニー判事が同性カップルの権利を承認する判決を下す際に、原告団の履歴や社会活動の記録が影響を及ぼした可能性を、ここから読み取ることができる²²⁾。同一の権利が付与される前提として、権利にふさわしい特定の市民像へと同化していることは重要であるという仮定の存在がうかがえる。ゆえに積極的に主流社会に貢献する中産階級リスペクタビリティを体現した存在として同性カップルを表象することは、同性婚合法化の要求をより説得力のあるものにすると考えられる。

1960年代から70年代にかけてのゲイ・レズビアン解放運動以降の歴史に照らしてその意味を考察すれば、法的に結婚する権利を求めるという同性婚

合法化運動の興隆そのものが、同性愛者の主流社会への同化の動きであるということもできる。1960年代には、公民権闘争などの影響を受け、それまで同化主義的活動（ホモファイル運動）を細々と展開していたマタシン協会のワシントン支部が、ミリタントな直接抗議行動を開始する。抗議を通じて、アメリカ精神医学会が診断マニュアルから「同性愛」項目を削除するなど、いくつかの成果が達成される。さらに1969年のストーンウォール事件を契機として、ゲイ・レズビアン解放運動が勃興する。短命ながら伝説的存在となった「ゲイ解放戦線」は、その結成趣意を以下のように宣言した。自分たちは「現存する社会諸制度が廃絶されない限り、万人にとっての完全なる性の解放はありえない」と信じる「革命的男女集団」であり、「性別役割や我々の本質の定義を押し付けようとする社会の企て」を拒否する。そしてその代わりに「兄弟愛、協調、人間愛、そして禁圧されることのないセクシュアリティ」に基づく「新しい社会形態や関係」を創造するのだと。ゲイ解放運動において、結婚は異性愛主義を強制する制度であり、法的結婚の権利を目指すことは、彼ら彼女らを抑圧する制度に自ら隷従することであった。ゆえに結婚は、拒絶されるべき既存制度の最たるものと認識された。同時にゲイ解放運動は、同性愛者というアイデンティティを積極的に肯定し、ゲイバーやサウナなど主流社会とは異なるセクシュアリティを積極的に探求する場や独自のサブカルチャーを都市公共空間に可視的な形で創出していった。また、自助グループやゲイ・レズビアン読者向けの書店、雑誌・新聞社などのコミュニティ制度も興隆した²³⁾。

1980年代のHIV/AIDSパニックと新たなホモフォビアの蔓延、政府の怠慢による対策の遅れは、「力を解き放つエイズ連合（ACT-UP）」のような新たな直接抗議運動を喚起した。しかしこのHIV/AIDSパニックにはゲイ政治に対する逆説的な影響も及ぼした。政府にエイズ対策を要求するACT-UPの抗議運動が一定の成果を生むにつれ、活動家たちは政府機関等の担当者たちと協同する機会を獲得し、その結果、権威ある地位の者との関係を形

成するための振る舞いを習得することになる。また、長期的コミットメントに立脚した安定的関係を築きたいという欲求を、少なからぬゲイやレズビアンにあいだに起こさせることにもなった。とりわけ1990年代はレズビアン・ベビーブームと呼ばれるほど、養子縁組等により子を持つ同性カップル、特にレズビアン・カップルが増加するという現象を見た。互いにコミットした同性カップルにとっては、法的にふたりの関係を保障する枠組みの欠如が深刻な問題として浮かび上がってきた²⁴⁾。こうした文脈において、同性婚合法化運動とは、60年代以降に登場した、主流社会に対するオルタナティブとしてのゲイ文化や体制変革を志向する運動とは異なり、異性愛者の主流文化により同化した同性愛者文化を形成する運動であるといえる。

事実、ゲイでありかつ保守派の評論家アンドリュー・サリヴァンは1989年の論説において、ゲイ解放運動が生み出したゲイ文化を脱却し、主流社会に同化する手段としての同性婚支持を表明した。サリヴァンは、多くのゲイ運動指導者が「ゲイ生活が本質的にアウトサイダー的で反ブルジョワでラディカルであるという概念に固執」して「結婚はストレート社会に吸収されること」だと考えていることを批判し、HIV/AIDSパニックを経て「ゲイであり、かつ責任を負うということが必要になってきた」と主張した。彼は同性婚の利点が「急速に成熟しつつあるゲイ・コミュニティにみられる安定性と受容への渴望を、既に確立した社会的慣習へと繋ぐ」点にあると述べ、さらに同性婚合法化がゲイを規律化する効果を持ちうることを指摘した。

同性婚はまた、ゲイにより多くの責任を課す。それはすなわち、ゲイの関係がストレートの関係より良くも悪くもなく、同じことが彼らに求められるということ、初めて意味するのである。そしてそれは明確かつ品位あるものである。〔…〕同性婚の合法化は、社会が現在異性愛者に提供しているものと同じ扱いを同性愛者に提供することになるだろう。つまり、互いへのより深くかつ撤退困難なコミットメントと引き換えの、

一般的な社会的承認と具体的な法的利点である。ストレートの結婚と同様に、〔同性婚〕は社会の一体性、感情における保障、経済的な賢明さを高めるだろう。

サリヴァンはさらに、同性婚が合法化されれば「カミングアウトの高揚感の後に、具体的な目標が視野に入らないままに短期の関係と不安へと容易に滑り落ちていく」若いゲイたちに「ロールモデル」を提供できると述べ²⁹⁾、同性婚合法化が同性愛者コミュニティ全体に主流社会の理想的婚姻関係をモデルとした規範への文化的同化を促す作用を発揮することを期待する。

同性愛者の主流異性愛社会規範への同化を促進する制度としての同性婚というサリヴァンの構想は、その後の同性婚合法化運動にも継承されているといえよう。ウルフソンもまた、同性婚合法化が、同性カップルの地位向上をもたらし、児童が結婚を理想とする規範に順応していくことを促す作用を指摘している。

ゲイであれ非ゲイであれ、子どもたちは〔結婚の平等によって〕真実を学ぶであろうし、現にすでに学びつつある。すなわち、世界にはレズビアン之母やゲイの父がいるということである。子どもたちは幸福なゲイの人々が結婚していること、ゲイの人々が家族を形成すること、同級生の親たちが法的に結婚してよりよく子を育てていることを知るようになるだろう。結婚にとってのカギは責任と個人的コミットメントであり、政府は法の下に万人を平等に扱うという約束を守るのだということを知るようになるだろう (WMM 101)。

法的に結婚し子を育てる同性カップルの存在が同性愛者への偏見を解消していくことになるという考え方が、ここには示されている。

同性婚を求めることは、結婚制度を拒否してかつ同性愛者であることが不

利にならない社会を求めるよりも、地位向上への近道であることは確かであろう。そしてウルフソンらがアメリカ人として異性愛者と同一の公民権としての結婚を主張するとき、それは性的指向の差異を除けば主流社会の生活様式へ同化することを意味していた。

しかし結婚制度は、法的には一定要件を満たしたあらゆる異性愛者に開かれており、同性婚が完全に合法化されるとき、原理的にはあらゆる同性愛者と異性愛者に開かれた制度となるであろうが、果たして社会経済的実態としては万人に利用可能で有益な制度なのであるか。

(2) 同化主義と結婚の新自由主義的側面

結婚による家族形成は、果たして万人にとって救いとなる制度なのであるか。ウルフソンは、そう信じているようである。彼によれば、

結婚制度からの排除が強化する、不平等と法的・文化的二級市民としての地位は、全てのゲイに影響する。だが結婚のセーフティネットを否定されることは、貧困層、低学歴層、その他の立場が脆弱な人々に最も過酷にのしかかる。[...] 無論、我が国は結婚以外にも全ての子ども、全ての家族、全てのコミュニティを支え歓迎するための方法を見出す必要がある。結婚は自分自身と愛するパートナーや家族を保護するための唯一の手段ではないし、その必要もないし、そうあってもならない。だが、特に危機のとき、健康上の緊急時、離婚、死のような事態に際して、子育てや資産・社会保障・財務問題その他の事項を扱う家族に対して結婚制度が法的・経済的に提供する責任と支援を、他のアメリカ人と同様に同性カップルも必要としている。結婚平等権は、こうした権利や保護、包摂、完全市民権にとっての前提条件である。結婚の自由は、強い家族、強いコミュニティを築くために重要なのである (WMM 17-18)。

ウルフソンはセーフティネットの制度を結婚のみに限定すべきとは提唱しておらず、そうなるべきではないと述べているが、あらゆる人にとって結婚が一定のセーフティネットとして機能しうることへの彼の信頼は揺るぎない。特に貧困層にとっては結婚が大いなる救いであると、彼は信じているようである。だが、結婚はアメリカにおける社会経済的な制度として、果たして階級を超えてあらゆるアメリカ人にセーフティネットの恩恵をもたらすものなのであろうか。

アメリカではこの半世紀を通じて結婚する男女の比率自体が低下してきた。1960年には15歳以上のアメリカ人1,000人あたり男性では69.5人、女性では65.9名が結婚していたが、以後一貫して結婚率は低下し続け、2008年の段階では男性53.7名、女性50.0名となった²⁶⁾。

歴史学者ナンシー・コットは、19世紀までは結婚を通じて形成される家族が社会統治の主要制度だったが、徐々に社会福祉制度など国家が直接市民を捕捉・統御する諸制度が発達することによって、結婚が従来の制度的重要性を失っていったと指摘している。家族社会学者アンドリュー・チャーリンは、この現象を「結婚の脱制度化」と呼び、結婚が男女の生活を左右する制度的重要性を低下させたためにその意味が変容し、全てのアメリカ人が参入しなければならない制度から、個人のアイデンティティを確立させるための行為へと変化したと論じる²⁷⁾。こうした時代においては、愛に基づいた男女間の結合が両者のアイデンティティの確立のための最重要儀礼のひとつであると認識され、同性カップルが「愛とコミットメント」を法的に確立するための権利としての同性婚というウルフソンのような主張が受容されやすくなっている、という可能性も指摘できる。

だが、アメリカ社会のあらゆる層において等しく結婚が減少し、そして等しく結婚の意味が変容したというわけではない。近年の社会学的調査は、現代アメリカにおける結婚が階級と深く結びついた実践であることを明らかにしている。「結婚市場」を学歴によって決定される階級ごとに検討した社会

学者のジューン・カーボンとナオミ・カーンによれば、現代アメリカにおいて最も結婚する蓋然性が高いのは大学卒業以上の学歴を有する高所得男女である。そして最も結婚しない傾向にあるのは高校卒業未満の男女であり、この層は女性が妊娠・出産しても結婚を選択しない比率が大学卒業以上の層よりも高いという。そして両者の間である高校卒から大学卒未満の層に属する男女は、結婚が最も不安定になる層であるという。

その背景としてカーボンとカーンは、高学歴男女にとっては結婚がリスク管理能力を高める有益な制度であるのに対し、低学歴の下層階級に属する人々、特に女性にとっては、結婚はリスクを拡大するものとなってきたと指摘する。1970年代以降顕著になったポスト工業化の経済における製造業の衰退は中・低学歴の特に男性から安定した雇用を奪い、他方、従来家庭内労働とされてきた家事・育児・ケアといった労働を市場化することで1980年代以降めざましく発達したサービス産業は、中・低学歴女性に低賃金かつ過酷な労働条件とはいえ多数の雇用をもたらした。加えて1960年代以降、離婚や親権に関する法律や判例のジェンダー中立化が進むことで、下層階級女性にとって結婚は自分自身と子のみならず失業した夫をも扶養する負担となる可能性や、離婚後に共同親権を通じて養育費を捻出できない元夫からの干渉を受ける可能性などのリスク要因を高めることになったため、妊娠・出産しても結婚を回避する女性が増加したのだと、カーボンとカーンは論じている²⁸⁾。

つまり、ポスト工業化の時代には結婚による安定化を望むということ自体が、労働者階級や下層階級にとっては困難なこととなり、結婚はおもに中産階級以上のアメリカ人にとってのリスク回避と保障のための制度となりつつあるということができる。その意味では、法的結婚の制度的な重要性は低下したとしても決して消失したわけではない——それはウルフソンらが提示する、結婚できないことによって同性カップルには拒否される様々な特典や権利のリストからも明らかであろう。

しかも、1980年代以降の新自由主義的政策において結婚は公的セクターに代わるセーフティネットとして位置づけられ、公的セクターの拡大阻止ないし縮小と引き換えに、その社会統治における役割への期待は増大してきた。レーガン大統領は1986年のラジオ演説において、家族（この場合は異性愛の二親と子からなる核家族である）こそがアメリカ社会の中核的制度であると述べるだけでなく、規範的家族の強さと「小さな政府」が不可分の関係にあることを強調した。彼は「全ての文明生活の側面——自由、法の支配、経済的繁栄と機会」が「家族の強さとその正しい形」に由来すると述べる。しかし近年のアメリカ家族が「権威を失い、政府に集うルール作成者たちに譲り渡した」結果として、教育・規律機能を失った家族は「そのあまりに多くのリソースを、税金という形で大きな政府に渡さざるを得なくなった」のだと²⁹⁾。つまり結婚した二親からなる核家族が機能している限り、政府による公的制度を通じた支援は必要ない、公的セクターによる支援の拡充ではなく二親からなる家族形態の支配的地位を回復することが社会問題の解決であると、レーガンは述べているのである。

セーフティネット機能の公的セクターから結婚への移転を推進する本格的な「福祉改革」は、1996年に成立した「個人責任雇用機会調整法」によってなされ、福祉受給可能期間の制限、受給条件としての就労の義務化などが進められた。この法律の特質は、前文において単親世帯が社会問題の源泉であると定義している点にある。前文は「連邦議会は以下の発見をなす。1. 結婚こそが、健全社会の基盤である。2. 結婚は児童の利益を増進する健全社会に必須の制度である。3. 責任ある父親役割・母親役割を推進することは、よき育児と児童の福祉のためには不可欠である」と宣言した上で、単親世帯がいかなる社会的問題を引き起こしているのかを列挙していく（ただし、それが「単親」であること自体に由来するのかが否かは示されない）。「発見」と称して、貧困率の高さ、子が学業・認識能力・生活態度に問題を起こし非行・犯罪に走る危険の高さなど、様々な問題の源泉が「18歳未満の子

どもがいる女性世帯主」という家族形態であると主張するのである³⁰⁾。

また、1996年福祉改革の特質は子の父親の扶養義務を強化した点にもある。福祉受給申請の条件として、子の父親の社会保障番号を申請することが義務づけられ、父親に関する情報はデータベース化され、所得の源泉が捕捉されて扶養料を徴収される。行政学者アナ・マリア・スミスは父親の負担強化によって政府の支出を削減する制度設計を「パターナフェア (paternafare)」と呼んでいるが、スミスによればこの制度は貧困層が多い福祉受給者の子の父親にとって経済的負担が大きく、低い賃金からさらに扶養料を徴収されることで貧困状態からの脱却をさらに困難にし、あるいは父親が源泉徴収を避けるために地下経済に収入源を求める可能性も高まる。さらに子の父親からの報復を恐れて福祉受給を申請すること自体を避ける傾向も見られるという³¹⁾。すなわち、家族にセーフティネットの役割を転嫁するこの福祉改革は、福祉支出を削減したものの貧困を解消する機能は乏しく、むしろ貧困を再生産する側面もあったのである。

家族形態に社会問題の原因を求める福祉改革の方向性は2000年代に入って強化された。ジョージ・W・ブッシュ政権は福祉制度にカウンセリングなどの「結婚推進プログラム」のための予算を導入したが、その目的は、結婚を増やし二親世帯を振興することが貧困の解決策であるというものであった。ブッシュ大統領は2002年の演説でこう述べている。「統計によれば、二親家族の子どもたちは貧困に陥ったり、学校からドロップアウトしたり、麻薬依存症になったり、婚外子を産んだり、虐待を受けたり、暴力的犯罪者になって刑務所行きになったりする可能性が低い」のであり、結婚による家族構築は「常に我々の目標であるべきなのです」と³²⁾。貧困層にとって結婚がセーフティネットとはなりがたく、むしろ特に女性にとってリスク要因となりうる現状において、結婚と貧困の因果関係を逆に捉える政策が新自由主義的統治の推進のために展開されてきたのである。

ウルフソンもまた、同性婚を通じて二親からなる核家族を形成することの

重要性を説いている。父と母の双方がいる家族でなければ子の利益は損なわれると主張する同性婚反対派への反駁として、彼は述べる。専門家の見解はあくまでも「平均して子どもは二人の親に育てられるのがより望ましいということである。それは単親が悪いとか面倒を見ないからということではなく、全ての条件が平等ならば、二人の親はより多くのリソース、より多くのサポート、より多くの助けを意味しているから」なのであり、「こうした親は父と母でもよいし、父と父、母と母でもよい」のである、と (WMM 89)。

そのうえで彼は「結婚は家族や子どもたち自身に経済的セーフティネットを提供することで、子どもたちの最善の利益を保護する」と述べ、「全ての子どもは、双方の親から財政的サポートを受けることで、よりよい機会を得ることができる」と主張する (WMM 95-96)。経済的状況が家族形態を決めるのではなく、家族形態が経済的状況と子の福祉を決定するという論理は、福祉改革に内包された家族イデオロギーと共通性を有している。

前述の引用から明らかなように、ウルフソンは単親世帯を道徳的に非難する新保守主義言説とは距離を置いている。だが結婚による二親世帯形成があらゆる階級の子どものにとって利益であり、ゆえに全ての親が結婚することが児童福祉の推進であるという論理も同時に見出される。ここには、結婚が中産階級以上の人々と下層階級の人々にとっては異なるインパクトを持ちうるという視点も、家族以外の制度がより子どもの福祉に責任を負うことができる可能性も見出しがたい。

以上のような近年の新自由主義的福祉改革や結婚推進政策の潮流に鑑みると、結婚を万人のための、つまりあらゆる階級の人々にとって有益なセーフティネットとして支持し、その獲得を平等の実現であるとするウルフソンらの同性婚合法化論は、新自由主義と強い親和性がある。結婚以外の制度も重要であると述べつつ、いかなる制度が重要になるのかは述べないことにより、結果として結婚のみが重要なセーフティネットの制度として浮かび上がっている。

しかし、結婚がセーフティネットとして実際に機能するのは、貧困層よりもむしろ中産階級以上の層にとってである。同性婚の権利獲得にゲイ権利運動の精力を集中するというウルフソンらの同性婚運動は、実質的には中産階級にとっての恩恵である結婚制度に参加することを同性愛者全体にとって重要な権利の獲得であるとするものであり、結婚の重視という中産階級の規範への同化を目指す運動であるといえることができる。

ウルフソンの同性婚推進の言説は、同性婚が結果として中産階級以上の社会経済的地位にある同性カップルにとっては大きな恩恵であっても、それ以外の同性愛者にとってはそうではない可能性が高いということを語らない。あらゆる同性愛者にとっての恩恵であり公民権であると語ることによって、現代アメリカ社会において結婚制度が帯びている階級特権的性格を不可視化している。

そしてこの問題は、同性愛者のあいだの人種的差異というファクターを考慮するとき、さらに深刻になるのである。

3 同性婚合法化運動と《人種》

ゲイ活動家でありアメリカ同性愛史研究者として知られるアラン・ベルーベは、2001年にゲイ権利運動における白人性の問題に関する論考を発表している。彼は、一般に同性愛者と聞いてイメージされる像が白人の比較的富裕な男性であり、白人ゲイ運動家たちが積極的にそうしたゲイの公的イメージを構築してきたことを指摘する。しかしベルーベによれば、それは白人ゲイ活動家の明示的な白人至上主義の思想や態度によるものではない。むしろ、人種的にも多様なゲイ・レズビアンが存在するアメリカ社会において、白人ゲイ運動指導者たちが人種という争点を自分たちの運動から切り離し、人種には関係のない無色透明なゲイ争点なるものを仮定することを通じて、非白人ゲイ・レズビアンの存在を周縁化・不可視化してきたことによると指摘す

るのである。すなわち、カラーブラインドなゲイ運動を指定すること自体、人種に由来する不利益を被ることのない白人（でかつある程度以上の経済的階層に属する）男性をゲイの標準であると仮定する、白人性のポリティクスなのである³³⁾。換言すれば、人種的属性を帯びない、単なるゲイとしての自己表象こそ、ゲイ権利運動の白人化に他ならないということである。

ベルーベは特に、同性愛者が米軍に入隊する権利を求める1990年代の運動を例に、ゲイ権利運動をアフリカ系の公民権運動とのアナロジーで捉える言説がゲイ運動の白人化の端的な表れであると指摘する。性的指向による排除を肌の色による排除と同様であると訴え、ゲイ排除撤廃要求を黒人の公民権運動になぞらえる論理が、公民権運動には（ベイヤード・ラスティンらの存在を無視して）ゲイはおらず、ゲイ運動には黒人はいないという仮定を構築する。それは結果としてゲイ表象の非黒人化を通じた白人化を導き、他のマイノリティの社会正義運動との連携を困難にできたと、ベルーベは批判する³⁴⁾。

以上のような知見に照らしてウルフソンの著書を検討すると、ベルーベが指摘するような同性婚合法化と黒人公民権のアナロジーが展開されていること、このアナロジーを成立させるためにウルフソンが様々な議論を駆使したことは、第1節での議論からも明白である。

しかし、ウルフソンのテキストにおいては、より複雑な人種のポリティクスが展開されていることに注意しなければならない。彼は、同性婚運動が非白人を排除したものではないことを強調するために、公民権運動の活動家として名を馳せた黒人著名人や公民権団体による同性婚支持の言明を多数引用している。

真の公民権保護の理論は、各人は平等に特別であるがゆえに、各人が平等に保護されることが特別に重要なのだ、ということである。ゆえに公民権ベテラン活動家たちは、長らくゲイ男性およびレズビアン³⁵⁾の平等権

を擁護してきた。また、我々の平等のための闘争をこの国のより大きな公民権闘争の一環であると見なしてきたのである。実際、原則や連帯への関心に加えて、多くのゲイのアメリカ人は黒人「かつ」ゲイであり、女性「かつ」アジア系であり、あるいはユダヤ系かつレズビアンなのである（*WMM* 163）。

ウルフソンはゲイにして黒人公民権闘士であったラスティンの名に言及し、そして同性婚支持の黒人公民権活動家の名と発言を列挙する。コレッタ・スコット・キングも、ジョン・ルイス下院議員も、ゲイの人々の結婚の自由を支持する発言を行っている、と（*WMM* 163-66）。

ウルフソンはまた、アフリカ系アメリカ人が現在のアメリカにおいてなおレイシズムの被害を経験し続けていることにも言及する。

今日のアフリカ系アメリカ人は、依然として尊厳への侵害や、累積的な経済的不利益や、長期的な排除や不公正の遺産と取り組まなければならない。そうした例の一つが、全国黒人正義連合を結成したような黒人のレズビアンやゲイ男性たちがしばしば、ゲイのあいだ、そして黒人のあいだでの論争においても、また両集団の重なり合いや有色人ゲイの交錯的アイデンティティを無視する国民的言説においても、いかに不可視化されているかということである（*WMM* 167）。

このような言明からは、ウルフソンがゲイ運動における人種という次元の重要性を意識しているかのようにも映る。

しかし彼はゲイのあいだの人種の差異の存在を認識してはいても、人種問題が同性婚運動に組み込まれるべき不可避の課題であるとは語っていない。ウルフソンは、黒人ゲイの存在を認め、また黒人に対する人種差別の残存を認める。だが人種という課題は、あくまで黒人かつゲイであるという二重性

を帯びた人間にとっての特殊な課題であると仮定されており、同性愛者全体にとっての問題としては語られていない。

他方、レイシズムを持続させているのは誰か、あるいはレイシズムの受益者は誰なのかは一切語られない。そして白人のゲイ・レズビアンについては、白人かつ同性愛者という二重性を帯びた存在ではなく、人種的には無徴な、単なるゲイとのみ表象されている。黒人ゲイであれば被ることになるレイシズムから白人ゲイは自由であるというある種の特権的地位は、白人ゲイの人種的属性に言及しないことによって不可視化されている。事実、ウルフソンは「白人(の)」という言葉をほとんど用いていない。*WMM*において彼が「白人(の)」という言葉を使用しているのは、直接引用文を除けば、同性カップルの結婚禁止と人種間結婚禁止のアナロジーを語る際にラヴィング裁判の原告であったリチャード・ラヴィングが「白人の男性」であったことを叙述する部分(*WMM* 69)のみである。

ウルフソンによる人種を巡る言説のさらなる問題は、黒人の同性愛者に言及するときに、彼ら彼女らの人種的属性によってもたらされる非白人同性愛者であることに固有な経験を、実質的には一切語っていないという点である。前述の同性カップルの実例の一覧表にあるように、*WMM*でカップルの人種的属性が言及されているのは唯一、アリシア・ヒーストービィとサンドラ・トービィ・ヒースのカップルのみである。それも、彼女たちが勤める教会がアフリカ系アメリカ人の教会であると記されることによって、間接的に彼女たちがアフリカ系であることが示されている。また、ウルフソンの叙述においては、彼女たちが黒人であることによる固有の経験については一切言及されない(*WMM* 10)。彼女たちにとって、アメリカに生きるうえで同性婚ができないことのみが問題であるかのように映る。

この点は、ウルフソンが創設し会長を務める団体「結婚の自由」のキャンペーンにおいても同様である。2015年1月の時点で、同団体は南部諸州における同性婚合法化を達成するために精力的な運動を行っている。同性婚を

支持する南部在住者たちの発言が写真とともに掲載されており、アフリカ系アメリカ人も何人も掲載されているが、黒人という人種の属性が彼ら彼女らに何をもたらしているのかは一切語られていない。たとえば「レニー、ダフニー、ロバータ、エンジェル、アリシア、ジェイサン」という、黒人レズビアンのカップルを中心とした家族は、以下のように語る。

私は人生の大半をここで暮らしてきました。私はアラバマを愛しています。私の家族はみなここにおり、ここは子育てには安全な場所です。社交の機会はあまりありませんが、家族があればそこが何よりも強い絆のある場です。そして私はこの場を愛しているのです。ここは私が生まれ育った州で、だからこそ私はここで結婚したいのです。アラバマで結婚が合法化されれば、私たちは最初に結婚するカップルになるでしょう。

この言明からは、同性婚が禁止されていること以外にはアラバマで黒人のレズビアンとその家族が暮らすには問題が存在しないかのような印象を受ける。ウェブサイトに掲載された他の黒人たちの発言も同様である³⁶⁾。これは *WMM* における同性カップルにとっての人種の語られ方と共通している。

換言すれば、ウルフソンの著書と彼の運動は、同性婚運動とその受益者たちの人種的多様性を描いているものの、人種が具体的に同性カップルたちのアメリカでの経験において何を意味するのかについては同性婚合法化の議論からは排除されている。テッサ・モーリス・スズキの言葉を借りれば一種の「コスメティック・マルチカルチュラリズム」³⁶⁾ が展開されており、黒人同性愛者は、同性婚のみを求める、そしてその点で白人同性カップルと利害を同一のものとする存在であるという条件を満たす限りにおいて、*WMM* や「結婚の自由」ウェブサイトに登場する。こうして黒人同性カップルは、同性婚合法化の利益が白人同性カップルの独占物ではなく、非白人にも（形式上は）開かれていることを示すために取り上げられる。

このような立場をウルフソンがとることは、彼が市民的ナショナリズムの言説と結合した同一扱いとしての公民権という同性婚正当化の論理を用いたがゆえの、必然的帰結である。彼はマイノリティ集団の違いによる被差別経験の多様性を認めつつ、解決策としては一律の公民権保護を提示する。それが(少なくとも彼にとっての)アメリカ的理念だからである。マイノリティ諸集団の周縁化経験がそれぞれに固有であるとしても、各集団を対象とした固有の解決策はありえない。それは非アメリカ的だからである。ウルフソンの愛国主義と結びついた公民権としての同性婚正当化論は、そうした仮定に立脚するものである。

そしてあらゆる人間の同一扱いこそがアメリカ的理念であると語る彼のテクストは、過去の公民権闘争もまた同様に同一の扱いを平等として求める運動であったとする、アメリカ史の記憶を生み出している。公民権保護は「優先的待遇についてのものではなく」共通の差別形態に対処するためのものであり「ゲイの権利は万人が享受できる非ゲイの権利と何ら違いはない」と述べたウルフソンは、以下のように言葉を続ける。

ゆえに、我が国の過去の公民権闘争と結婚の自由を求める運動の結びつきは、単なる相似やアナロジー以上のものである。19世紀のアボリション運動と女性参政権運動、20世紀の人種平等運動や女性運動は、単なる輝かしい道徳的瞬間以上のものである。これらは我が国における多大なる公正さの源泉であり、我々の運動のような同様の社会正義運動の源泉でもあるのだ(WMM 178)。

過去の権利闘争がすべて同一の待遇を受けるための闘争であったかのような歴史的記憶が構築され、この中で同性婚運動は過去のアメリカの名誉ある権利闘争の最新版として定義される。

だが近年の研究は、公民権運動期のアフリカ系アメリカ人による運動は、

単なる法的な同一待遇としての平等を求めるものではなかったと指摘する。たとえばキング牧師に関しても、近年の研究は、同一待遇の法的保障としての公民権改革を超える「ラディカルなキング」を発掘しており、彼が構造的改革による貧困解決や反戦平和運動を人種平等にとって不可欠の要素として組み込んでいった過程の重要性が改めて強調されている³⁷⁾。

他方、ウルフソンによる歴史の語りは、現代アメリカを公民権改革によってすでに人種が規定する状態から脱した社会（所謂「ポスト人種社会」）であると称する論理と符合する。この論理を擁護する人々は、万人を同一の個人として扱うことが平等であると定義し、黒人公民権運動やキング牧師の演説を黒人が個人として同一扱いを受けるための闘争として語り直すことによって、アフーマティヴ・アクションなどの人種カテゴリーに基づいて不平等を是正しようとする政策を公民権運動やキングの精神に反するものとして攻撃する³⁸⁾。抽象化された普遍主義的で個人主義的な自由・平等の言語を人種不平等の是正のための制度や政策を挫くために用いるこうしたイデオロギーは、エドゥアルド・ボニラ-シルヴェラによって「カラブラインド人種主義」と呼ばれている³⁹⁾。これらの言説が、政府による社会構造の改革を否定し、公的セクターによる保護や支援ではなく個人による自己管理と自助を正当なものとする新自由主義の論理と合致していることは明らかである。

こうしてウルフソンの同性婚合法化運動論は、人種的多様性をその内に包摂するという自己表象をまといつつ、人種問題の実質的意味を語らないことによって、同性婚において白人ゲイの利害がゲイ全体の利害と一致しているという構図を再生産している。この構図においては、一致しない利害は同性婚合法化運動の中には存在しないことになる。結果として彼の言説は、人種そのものについての議論を不可視化するという点でも、新自由主義的統治の正当化に貢献してしまっているのである。

おわりに

ウルフソンの同性婚合法化論は、結婚の権利を公民権であるとして、異性愛者と同一の権利の保障を求めるものであった。この主張への同意を世論に求める論理は、愛と相互へのコミットメントとしての結婚の価値を同性カップルと異性愛カップルは共有しており、結婚は万人にとって重要なセーフティネットでもあるというものであり、同一扱いの要求こそアメリカ的であるというものであった。

しかし近年のアメリカにおける結婚の実態という文脈において、このような論理での結婚権の主張は、主流社会の中産階級的な規範への同化志向を表している。そしてその同化主義は、公的セクターを縮小しセーフティネットを結婚によって形成される家族へと転嫁していき、結婚の欠如を貧困等の社会問題の源泉であると主張する論理と、親和性を有している。

さらに、同性愛者の人種の多様性を認めながら、同性婚正当化の言説において同性愛者の経験に人種がいかなる影響を及ぼしうるのかを語らないことによって、白人同性カップルの人種の属性を透明化し、その利害を標準化する。その過程で、非白人の同性愛者が直面する課題は同性婚合法化論そのものには包摂されない特殊問題と化す。それはひいては、個人としての同一の扱いという形に意味を限定された平等の保障下で各人が自己管理することを求め、公的制度による人種不平等の積極的是正を反平等として非難する、新自由主義的な論理と重なるものであった。

この2つの意味において、ウルフソンらの同性婚合法化運動の言説は、新自由主義の枠組みにおいて受容されやすいものであり、結果として新自由主義的統治に貢献するものとして展開しているということができよう。

このような言説をウルフソンや同性婚運動が展開する背景には、新自由主義が優勢となった現代において、公的セクターに依存しない形で同一の待遇

を要求する改革運動でなければ正当性を獲得しがたいという、アメリカの社会運動が直面する歴史的課題があるといえる。

そしてそれは、現代アメリカのリベラリズムの特質、あるいは限界の一端を物語っているのかもしれない。この点については、稿を改めて論じたい。

《注》

- 1) Pew Research Center, "Changing Attitudes on Gay Marriage," September 24, 2014. <http://www.pewforum.org/2014/09/24/graphics-slideshow-changing-attitudes-on-gay-marriage/>
- 2) 例えば、以下を参照。Richard D. Mohr, *The Long Arc of Justice: Lesbian and Gay Marriage, Equality, and Rights* (New York: Columbia University Press, 2004); Daniel R. Pinello, *America's Struggle for Same-Sex Marriage* (New York: Cambridge University Press, 2006); Michael J. Klarman, *From the Closet to the Altar: Courts, Backlash, and the Struggle for Same-Sex Marriage* (New York: Oxford University Press, 2013); and Jason Pierceson, *Same-Sex Marriage in the United States: The Road to the Supreme Court* (Lanham, MD: Rowman and Littlefield, 2013).
- 3) 声明は以下のウェブサイトに掲載されている。 <http://www.beyondmarriage.org>
- 4) 以下も参照。Nancy Polikoff, *Beyond (Straight and Gay) Marriage: Valuing All Families under the Law* (Boston: Beacon Press, 2008).
- 5) 例えば以下を参照。David Harvey, *A Brief History of Neoliberalism* (New York: Oxford University Press, 2005) [『新自由主義 — その歴史的展開と現在』渡辺治監訳, 作品社, 2007年]; Raewyn Connell, "Understanding Neoliberalism," Susan Braedley and Meg Luxton, eds., *Neoliberalism and Everyday Life* (Montreal: McGill-Queen's University Press, 2010), 22-36; 佐藤嘉幸『新自由主義と権力 — フーコーから現在性の哲学へ』人文書院, 2009年。三宅芳夫・菊池恵介編『近代世界システムと新自由主義グローバリズム — 資本主義は持続可能か?』作品社, 2014年。
- 6) Lisa Duggan, *The Twilight of Equality? Neoliberalism, Cultural Politics, and the Attack on Democracy* (Boston: Beacon Press, 2003), especially chap. 3; and Jay Cee Whitehead, *The Nuptial Deal: Same-Sex Marriage and Neo-Liberal Governance* (Chicago: University of Chicago Press, 2012).
- 7) Laura Briggs, *Somebody's Children: The Politics of Transracial and*

Transnational Adoption (Durham: Duke University Press, 2012), ch. 7.

- 8) 兼子歩「アメリカにおける同性婚運動とグローバル化時代の新自由主義」三宅・菊池編『近代世界システムと新自由主義グローバリズム』。Ayumu Kaneko, "The Same-Sex Marriage Campaign in the Age of Neoliberalism," *Japanese Journal of American Studies* 26 (2015, forthcoming).
- 9) Evan Wolfson, *Why Marriage Matters: America, Equality, and Gay People's Right to Marry* (New York: Simon & Schuster, 2004).
- 10) John Cloud, "Heroes & Icons: Evan Wolfson," *Time*, April 26, 2004.
- 11) Freedom to Marry, "Evan Wolfson's Bio," http://archive-freedomtomarry.org/evan_wolfson/evan_wolfson_bio.php
- 12) Why Marriage Matters, "Just the Fact: Q & A," <http://www.whymarriage.org/pages/just-the-facts-q-and-a>
- 13) Illinois Family Institute, "Is Same-Sex 'Marriage' a Civil Right?," March 2013. http://illinoisfamily.org/110files/uploads/2013/03/Is-SSM-a-Civil-Right_2.pdf
- 14) 古矢旬『アメリカニズム — 普遍国家のナショナリズム』東京大学出版会, 2002年に詳しい。
- 15) 以下を参照。Rogers M. Smith, *Civic Ideals: Conflicting Visions of Citizenship in U.S. History* (New Haven: Yale University Press, 1997); Gary Gerstle, *American Crucible: Race and Nation in the Twentieth Century* (Princeton: Princeton University Press, 2001); Jonathan M. Hansen, *The Lost Promise of American Patriotism: Debating American Identity, 1890-1920* (Chicago: University of Chicago Press, 2003); Francesca Morgan, *Women and Patriotism in Jim Crow America* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2005).
- 16) Lambda Legal, "Five Key Reasons for Marriage Equality," July 16, 2010. http://www.lambdalegal.org/sites/default/files/publications/downloads/fs_five-key-reasons-for-marriage-equality_1.pdf
- 17) Pinello, *America's Struggle for Same-Sex Marriage*, 46.
- 18) Simon Hall, *American Patriotism, American Protest: Social Movements since the Sixties* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2011).
- 19) Freedom to Marry, "Moving Marriage Forward: Building Majority Support for Marriage," April 5, 2010. http://freemarry.3cdn.net/cc86bd386cbe909dcd_z8m6bup0w.pdf
- 20) 2009年のアメリカの結婚年数平均値は、合衆国センサス局の資料による (<http://www.census.gov/prod/2011pubs/p70-125.pdf>)。1970年代～80年代における労働者階級の失業・雇用不安定化に由来する離婚を除けば離婚率は50%という高さにはならないという指摘もあるが、一般にはアメリカの離婚率が5割

- であるという認識があることもまた確かであろう。Claire Cain Miller, “The Divorce Surge Is Over, but the Myth Lives On,” *New York Times*, December 2, 2014, A3.
- 21) Judge John Greaney’s concurring opinion in *Goodridge v. Department of Public Health* (2003), 440 Mass. 309, 798 N.E.2d 941.
- 22) GLAD による訴訟への取り組みについては、Pinello, *America’s Struggle for Same-Sex Marriage*, 41-42. なお、貧困層に属する被告に対して裁判官が否定的なバイアスを抱く点については、Michele Neitz, “Socioeconomic Bias in the Judiciary,” *Cleveland State Law Review* 61 (2013): 137-65. 他方、高学歴の裁判官が世論の平均に比して文化的争点ではよりリベラルとされる立場を取りやすい傾向が、以下に指摘されている。Klarman, *From the Closet to the Altar*, 169-72.
- 23) John D’Emilio, *Sexual Politics, Sexual Communities: The Making of a Homosexual Minority in the United States, 1940-1970*, second edition (Chicago: University of Chicago Press, 1998). ゲイ解放戦線の宣言の引用は同書 234 頁より。60 年代のマタシン協会ワシントン支部については、David K. Johnson, *The Lavender Scare: The Cold War Persecution of Gays and Lesbians in the Federal Government* (Chicago: University of Chicago Press, 2004). 精神医学会への抗議については、Ronald Bayer, *Homosexuality and American Psychiatry: The Politics of Diagnosis*, with a new afterword (Princeton: Princeton University Press, 1987).
- 24) Robert Padgug, “Gay Villain, Gay Hero: Homosexuality and the Social Construction of AIDS,” Kathy Peiss and Christina Simmons (eds.), *Passion and Power: Sexuality in History* (Philadelphia: Temple University Press, 1989), 293-313; Jeffrey Escoffier, “Fabulous Politics: Gay, Lesbian, and Queer Movements, 1969-1999,” Van Gosse and Richard Moser (eds.), *The World the Sixties Made: Politics and Culture in Recent America* (Philadelphia: Temple University Press, 2003); George Chauncey, *Why Marriage?: The History Shaping Today’s Debate over Gay Equality* (New York: Basic Books, 2004).
- 25) Andrew Sullivan, “Here Comes the Groom,” *The New Republic*, August 28, 1989, 20-22.
- 26) The National Marriage Project at the University of Virginia and the Center for Marriage and Families at the Institute for American Values, “The State of Our Unions 2009: Marriage in America,” December 2009. <http://www.stateofourunions.org/2009/SOOU2009.pdf>
- 27) Andrew Cherlin, *Marriage-Go-Around: The State of Marriage and the Family in America Today* (New York: A. A. Knopf, 2009); Nancy F. Cott, *Public*

- Vows: A History of Marriage and the Nation* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2000).
- 28) June Carbone and Naomi Cahn, *Marriage Markets: How Inequality is Remaking the American Family* (New York: Oxford University Press, 2014). 産業構造の変化と男女労働の変化については、以下も参照。Susan Thistle, *From Marriage to the Market: The Transformation of Women's Lives and Work* (Berkeley: University of California Press, 2006).
- 29) Ronald Reagan, "Radio Address to the Nation on Family Values," December 20, 1986, The American Presidential Project, <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=36826>
- 30) "Findings," Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act (August 22, 1996), Public Law 104-193. 原文は以下のサイトに掲載されている。<http://wdr.doleta.gov/readroom/legislation/pdf/104-193.pdf>
- 31) Anna Marie Smith, *Welfare Reform and Sexual Regulation* (New York: Cambridge University Press, 2007).
- 32) George W. Bush, "President Announces Welfare Reform Agenda," February 26, 2002, The White House. <http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2002/02/20020226-11.html>
- 33) Allan Bérubé, "Haw Gay Stays White and What Kind of White It Stays," Birgit Brander Rasmussen, Eric Klinenberg, Irene J. Nexica, and Matt Wray (eds.), *The Making and Unmaking of Whiteness* (Durham: Duke University Press, 2001), 234-65.
- 34) Ibid, 237-48.
- 35) Freedom to Marry, "Every American in Every State Should Have the Freedom to Marry," <http://www.freedomtomarry.org/southerners/spirit>
- 36) テッサ・モーリス・スズキ『批判的想像力のために — グローバル化時代の日本』平凡社, 2002年, 142-66頁。
- 37) Thomas F. Jackson, *From Civil Rights to Human Rights: Martin Luther King, Jr., and the Struggle for Economic Justice* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2007). 以下も参照。Harry A. Reed, "Martin Luther King, Jr.: History and Memory, Reflections on Dreams and Silences," *Journal of Negro History* 84 (Spring 1999): 150-66.
- 38) George Derek Musgrove, "Good at the Game of Tricknology: Proposition 209 and the Struggle for the Historical Memory of the Civil Rights Movement," *Souls* 1 (Summer 1999): 7-24; Kevin Bruyneel, "The King's Body: The Martin Luther King Jr. Memorial and the Politics of Collective Memory," *History and Memory* 26 (Spring/Summer 2014): 75-108.

- 39) Eduardo Bonilla-Silva, *Racism without Racists: Color-Blind Racism and the Persistence of Racial Inequality in America*, fourth edition (Lanham: Rowman and Littlefield, 2014).

(かねこ・あゆむ 政治経済学部専任講師)